

全日版「重要事項説明書補足資料」追補

27』宅地造成及び特定盛土等規制法に次の内容を追加する

66頁 27』宅地造成及び特定盛土等規制法 法16条1項の解説の次に下記を新たに加える。

*** 法 27 条 1 項(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)**

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、工事の計画を都道府県知事に届け出なければなりません。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、届出を要しません。

*** 法 28 条 1 項(変更の届出等)**

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出をした者は、届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く）をしようとするときは、変更後の工事に着手する日の 30 日前までに、主務省令で定めるところにより、変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければなりません。

*** 法 30 条 1 項(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)**

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る）に関する工事については、工事主は、工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければなりません。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、許可を要しません。

*** 法 35 条 1 項(変更の許可等)**

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可を受けた者は、許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければなりません。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、許可を要しません。